

令和7年度移住・定住促進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

移住・定住促進業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、自己実現のために本市へ移住を希望する方からの様々な移住相談に対し、丁寧に対応できる体制を整えるとともに、移住に関する相談、空き家や働き口の情報など様々な情報を提供し、移住希望者の不安解消に向けた側面サポートを行うことを目的とします。

なお、地域おこし協力隊と連携を図りながら、移住・定住促進への取組みを行うこととします。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名 移住・定住促進業務

(2) 業務内容

本市への移住者増加及び定住促進に資することを目的として次の業務を実施すること。

ア) 移住希望者からの相談対応に関すること（相談履歴及び移住者履歴の管理含む）

イ) 移住後のフォローに関すること

ウ) 移住促進イベントへの参加・補助に関すること

エ) 移住に関する情報の発信・PRに関すること（SNS 活用及びアカウント管理含む）

オ) 移住情報誌の制作支援に関すること

カ) 移住希望者への市内案内に関すること

キ) オンライン移住相談会の開催（2回／月を最低限の開催頻度とする）

ク) 赤城山ミーティングの開催（3回／年程度の開催を目安とする）

ケ) 移住者交流会に関すること

コ) その他移住・定住促進事業に関すること

(3) 業務報告

毎月ごとに相談履歴等の活動報告を市へ提出することとします。（任意書式）

提出された活動報告をもとに毎月ごとにミーティングを行い、相談状況等の情報共有を行います。赤城山ミーティングや移住者交流会の開催報告については、速やかに簡易的な報告書を市に提出することとします。

3 予算額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とする。
上記金額は、令和7年度一般会計予算の成立を条件とします。

4 契約期間・履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (5) 前橋市内に主たる事務所又は事業拠点を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和7年3月4日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年3月4日（火）
質問受付期間	令和7年3月4日（火）～令和7年3月10日（月）
応募受付期間	令和7年3月4日（火）～令和7年3月17日（月）まで
質問書への回答	令和7年3月11日（火）まで
提出書類受付期限	令和7年3月17日（月）午後5時必着
面接審査	令和7年3月21日（金）
審査結果通知書の発送	令和7年3月24日（月）予定
契約締結、業務開始	令和7年4月1日（火）

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和7年3月4日（火）～令和7年3月10日（月）
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	FAX（027-212-7071）又は e-mail(kanko@city.maebashi.gunma.jp)
提出先	前橋市観光政策課
質問回答	令和7年3月11日（火）までに、応募のあった事業者すべてに FAX

またはメールで回答するとともに前橋市ホームページへ掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募書類等を提出してください。

(1) 応募申し込みについて

ア) 受付期間 令和7年3月4日(火)から令和7年3月17日(月)まで
午後5時まで(必着)

イ) 提出方法 持参または郵送(一般書留・簡易書留)による

ウ) 応募書類 各1部

- ・応募申請書(別紙様式)
- ・業務実施体制申告書(別紙様式)
- ・誓約書(別紙様式)
- ・移住相談業務実務者の履歴書(別紙様式)
- ・費用見積書(任意様式)

総額だけでなく、費用の内訳がわかるように記載してください。

※本市の令和7・8年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けていることが望ましいが、認定を受けていない場合は、会社または個人事業等の規模や直近2か年の財務状況について記載された資料をご提出ください。(任意様式)

(2) 提出書類の取り扱い

ア) 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ) 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ) 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

エ) 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、面接審査を行います。その結果最も優れた事業者を、契約の優

先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 日時 令和7年3月21日(金)(予定) 10時00分～12時00分

※提出された書類に基づき、面接により候補者を選出します。

※各事業者20分間の面接を予定します。

※面接の順番は、応募書類の提出順といたします。

※各事業者は上記時間中会場で待機し続ける必要はありません。面接予定時刻の5分前に間に合うように前橋市役所3階32会議室に到着していればよいものとします。

※応募書類を提出された際にメールか電話で面接実施の予定時刻をお伝えします。なお、予定時刻に遅れた場合は遅れた時間を面接の持ち時間から除くこととします。

※面接者は1事業者2名までとします。

(2) 場所 前橋市役所3階33会議室

(前橋市大手町2-12-1)

※開始時刻の5分前までに控室である前橋市役所3階32会議室にお越しください。

時間になりましたら係員が案内いたします。

(3) 選定委員会

選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会が次の審査項目に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(4) 審査項目 ア) 業務経歴 配点：15点

①本業務に必要な知見や知識、ノウハウを有しているか。

②移住相談や地域紹介等を行った経験があるか。

イ) 業務意欲 配点：5点

①本業務を行う上で前橋市に対する十分な理解があるか。

②業務に対する取組姿勢に積極性や熱意を感じるか。

ウ) 業務能力 配点：20点

①移住相談に関する十分な知識や経験があり、移住相談者や移住者、地域住民、職員との円滑なコミュニケーションをとる能力があるか。

②地域住民と移住者を繋ぎ、移住者が孤立しないための工夫を凝らす能力があるか。

③移住者に対して、市では実施できないような相談や提案を実現できる能力があるか。

エ) 費用対効果 配点：5点

委託費用に対する提案内容の充実性や効果およびコストパフォーマンス

スが高いものであるか。

オ) 実現性・安定性 配点：5点

①提案内容が市担当課と連携・意思疎通を図りながら、スケジュール感を持って予定どおりに進捗できる体制がとられているか。

②業務実施にあたり事業者の安定性が確保されているか。

(5) 審査結果発送予定 令和7年3月24日(月) 予定

審査を受けた事業者すべてに連絡するとともに前橋市ホームページへ掲載します。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。

11 その他

- (1) 本委託業務にかかる経費は受託者の負担とします。
- (2) 実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書
- (2) 業務実施体制申告書
- (3) 誓約書
- (4) 質問票
- (5) 移住相談業務実務者の履歴書
- (6) 仕様書

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市文化スポーツ観光部 観光政策課 スローシティ推進係

担当：主事 熊谷

電話：027-257-0675

FAX：027-212-7071

Email: kanko@city.maebashi.gunma.jp